

うるま市予防接種 再接種費用助成金交付事業

骨髄移植等（骨髄移植、化学療法、免疫抑制剤）の医療行為により、
接種済みのワクチンの免疫が消失し、医師より再接種が必要と判断された方を対象に、
再接種の費用を助成します。

<対象者> 次のすべてに該当

- ①定期予防接種及びうるま市法定外予防接種（おたふくかぜ等）を受けた方
- ②骨髄移植等により、接種済みの予防接種の効果が期待できないと医師に判断された方
- ③再接種を受ける日において本市に住所を有する方、かつ、20歳未満である方

<助成対象となる再接種> 次のすべてに該当

- ①定期予防接種（ロタウイルス除く）、おたふくかぜ予防接種で、接種済みの予防接種
- ②実施規則及び要綱に規定する接種回数
- ③20歳までに接種を行うもの（一部年齢制限あり）
- ④医師が必要と判断した予防接種

<助成額> 以下の①または②のうち、少ない方の費用

- ①医療機関に支払った再接種費用
- ②市が定める予防接種費用

※助成額に含まない経費：抗体価検査の費用、意見書作成の費用、受診に要する交通費

<助成方法>

助成を希望する場合、事前の手続きが必要となります。（別添：手続きの流れ）
健康支援課（☎979-0950）までご相談ください。

